



# わかやま

No.26

和歌山県精神保健福祉センターだより 2006年1月

## 「自立とは」

和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会会長 栗田 直嗣

昨年秋の特別国会において「障害者 自立 支援法」が成立し障害者の方々の「自立」を推し進めようとされています。その概要は障害者の地域生活と就労を進め、障害種別に進められて来た福祉サービス・公費負担医療制度を一元的に提供すること。また自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービス整備計画の作成、費用負担等を定めることとされています。

まず、「サービスの提供主体を市町村に一元化、障害の種類にかかわらず自立支援を目的とした福祉サービスは共通の制度により提供する」とうたわれていますが、我が国の特に精神障害者に対する福祉施策（サービス）が一元化された中で提供可能なほど基盤整備が出来ているのでしょうか？国はそのため財政責任を義務的に負担するとうたっていますがその財源は「支援費」が破綻した中でどこにうらづけを求めるのでしょうか。

障害者をもっと働ける社会を創造していくために、一般就労移行目的の事業を創設し、福祉側から支援するとありますが、従来の縦割り行政感覚が現存する中で、障害者の就労についてはいつも福祉側の支援があったからこそではないでしょうか。

増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化とはどういうことでしょうか。もともと「サービス」と言う「言葉」の意味はなんなのでしょう。障害があるが故に生活のしづらさがある。そのことを自らが受け止め乗り越えようとするための「手段」であり「方法」「制度」「権利」と呼ぶべきではないのでしょうか。「地域でその人らしく生きていく権利」すら奪われてきた方々に対し「サービス」という言葉を安易に押しつけ使ってしまう、その感覚が私には理解できません。ましてや、その基本的権利をかるうじて得るためにも「費用の負担」をしなければならぬ。生きていこうする自分自身の努力に対し、労働に対し「費用を払う」。自分自身に置き換えれば「おごれる者達のしわ寄せが」「真摯に生きようとする人たちに」押しつけられたとしか思えないのですが・・・。

しかしながら、法律は動き出しています。こんな「辛口」で「批判的」な考えは私だけかもしれませんが、だからこそ本当の「自立」を実現できる法律の運用に正面から向き合い、現実の姿、声を届けつつける努力を多くの関係者にお願ひし、自らも実践していかなければと言ひ聞かせています。

もう一度考えてみませんか 「自立」の意味を。

## もくじ

- P 1 自立とは
  - P 2/3 特集「自立支援法」
  - P 4 和歌山県精神障害者団体連合会支部の紹介
  - P 5 メンタルヘルスニュース
  - P 6 は一とふるネットワーク  
「紀南こころの医療センター」  
精神保健福祉相談室 和田 光弘さん
- 研修のお知らせ

和歌山県精神保健福祉センター

〒640-8319 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ“和歌山ビッグ愛”2階  
☎ (073) 435-5194 FAX (073) 435-5193  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050300/050301/index.htm>

## 障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービスや精神通院医療費公費負担制度が変わります。

県健康対策課 こころの健康推進班長、橋口さんにお話を伺いました。

昨年秋の特別国会において、障害者自立支援法が成立するとともに、精神保健福祉法も改正されることになりました。精神保健福祉法にあった通院医療、居宅生活支援事業の実施や社会復帰施設の設置等の規定がなくなり、障害者自立支援法の制度に統合されます。

このことにより、精神通院医療費公費負担制度やホームヘルプ等の障害福祉サービスの自己負担や支給決定の方法等が変わります。

ここでは、事業体系の見直しと精神通院制度の変更について、そのあらましをご紹介します。

### 1 ホームヘルプ等の障害福祉サービスが自立支援給付制度になります。(図1)

- ・ ホームヘルプ等の介護給付と、グループホーム等の訓練等給付があります。
- ・ 利用者負担は、原則として福祉サービス費用の1割になります。
- ・ 給付を受けようとする場合は、市町村に申請します。
- ・ 介護給付申請の場合は医師意見書が必要です。
- ・ 調査の後に審査がなされ、障害程度区分が決まります(当面は介護給付とグループホームが対象です)。その後、本人の希望や生活の事情を勘案し、支給決定がなされます。

### 2 精神通院医療費公費負担制度が変わります。(図2)

これまで、精神障害の通院医療に係る公費負担制度(精神通院公費)については精神保健福祉法第32条が根拠となっていました。平成18年4月からは障害者自立支援法に基づく「自立支援医療」に改められます。

ここでは、自立支援医療の概要及びみなし支給認定の手続きについてご紹介します。

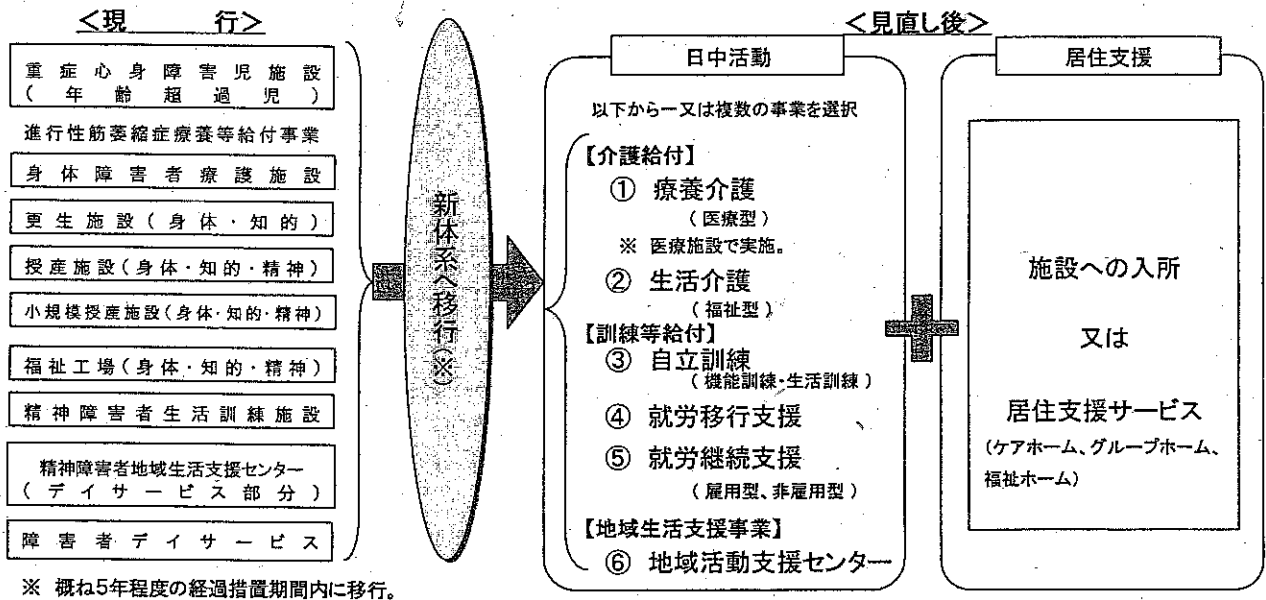
- ・ 自立支援医療の対象疾病の範囲は、従来の精神通院医療の対象疾病と同じです。
- ・ 継続的に高額な医療費負担のある疾病等(重度かつ継続)や世帯の所得の低い方に重点化します。「世帯」(医療保険が同一)の所得及び疾病等により自己負担の上限額が決められるほか、新制度の対象とならないこともあります。
- ・ 自立支援医療の自己負担は原則として医療費の1割ですが、「世帯」の所得及び疾病等により図2のとおり月額負担上限額が軽減されます。
- ・ 支給認定の有効期間は1年間となります(みなし認定の期間は異なります)。
- ・ 指定された医療機関、薬局、訪問看護事業所で利用できます。
- ・ 現在、精神通院公費を利用している人で、平成18年4月1日以降も継続して、公費負担を希望する方は、新制度への移行のための「みなし認定」の手続きが必要です。平成18年2月10日までに市町村の窓口で「みなし認定」の申請を行ってください(\*)。
- ・ 自立支援医療の支給認定がされると、自立支援医療受給者証が市町村を通じて交付されますので、医療機関で受診される場合や院外処方薬を薬局で購入される場合等は、自立支援医療受給者証(負担上限額が設定されている方は自己負担額上限管理票も)を必ず提示してください。

\* 現行の通院医療費公費負担患者票の有効期間によって、「みなし認定」の次の支給認定も同時に行っていただく必要があります。詳しくは市町村の窓口でおたずねください。

# 施設・事業体系の見直し

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ(日中活動の場と生活の場の分離。)
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



## 自立支援医療の対象者、自己負担の概要

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：自己負担については1割負担(点線部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 2万 (所得割)	2万 ≤ 市町村民税 < 20万 (所得割)	(20万 ≤ 市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 ※1 負担上限額 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 負担上限額 10,000円 負担上限額 40,200円		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	重度かつ継続(※2) 中間所得層2 負担上限額 10,000円	一定所得以上(重症)※3 負担上限額 20,000円

- ※1 ① 育成医療(若い世帯)における負担の激変緩和の経過措置を実施する。  
② 再認定を認める場合や拒否する場合の要件については、今後、実証的な研究結果に基づき、制度施行後概ね1年以内に明確にする。
- ※2 ① 当面の重度かつ継続の範囲  
・ 疾病、症状等から対象となる者  
精神・・・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)  
精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者  
更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害  
・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者  
精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者
- ② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。
- ※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。

このコーナーでは、シリーズで県内の組織やグループの活動を紹介します。

今回は、「ピネルの会」と「サークルつくんこ」です。

「ピネルの会」会長の雑賀良彦さん、「サークルつくんこ」会長の田中規夫さんにお話を伺いました。

## ピネルの会



こんにちは。僕の名前は雑賀良彦といいます。麦の郷 クリーニング部で働かしてもらってます。そして、ピネルの会長になっています。麦の郷 クリーニング部で働かしてもらっています。そして、ピネルに入って今ピネルの会長になっています。

ピネルの会に入って、活動もあまりしていません。しかし、ピネルの一員で、みんな麦の郷の工場にきている人みんながピネルになってほしいとねがっています。

ピネルの会みんな精神障害者です。また、仲間二人がピネルの会に入ってくれました。うれしいことです。また全国の精神障害者の会の人と会っていろいろ話し、交流したいです。いろんな人と会って話ししたり聞くことは大事です。いろいろな話の中にいろんな問題の解決策があると思います。仕事、生活いろいろ大切なことがみえてくると思います。えらいからじゃなくて、えらいからみんなにどんなに努力しているか、人間の値うちはどんなに努力しているか、どれだけ人のため仲間のために努力しているか・・・。

毎日毎日少しずつ努力しているか。

今度11月10日に鳥取に人権の集会に行ってきます。そのときのことも報告したいので、待っていて下さい。

みなさんも少し努力して下さい。(H17年10月にお話を伺ったものを掲載しています)

## 和歌山市精神障害者回復者クラブ サークル つくんこ

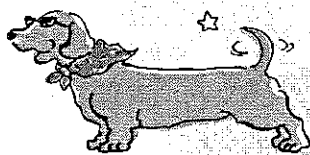


皆さん、こんにちは。『和歌山市精神障害者回復者クラブ サークル つくんこ』会長の田中規夫と言う者です。活動は、市保健所の委託事業としての電話によるピアカウンセリング事業を行っています。小生も、カウンセラーの一人です。毎月第2、第4土曜日の午後1時半から4時半まで、同じ障害を持つ当事者が、受けて色々相談に、5・6人のカウンセラーが交代でやっております。

毎月一度の役員会議を事務局長の井内正和と日曜日の2時に、定期的に行っています。

「サークル つくんこ」のメンバーは、和歌山市に住む精神障害者が母体に成って居ます。「和精連」や「全精連」にも加入しています。人権啓発活動や色々な問題に取り組んでいます。「和家連」や「和歌山市つばさの会」等の方々とも連携プレイを取って、草の根運動を行っています。

「麦の郷」のメンバーやスタッフの方々に励まされ、ここまで頑張って参りました。 以上。



☆



和歌山市精神障害者回復者クラブ サークル つくんこ

県内の精神保健福祉関連の最新情報と当センターの活動をお知らせします。

**研 修**

**精神保健福祉促進研修会近畿ブロック和歌山県大会**

11月5日・6日那智勝浦町ホテル浦島にて開催。一般県民も多数来場され延べ550人の参加がありました。内容は福祉落語、講演「統合失調症と葉」、シボジウム「ほんまもの自立に向けて」でした。

主催：全国精神障害者家族会連合会

(NPO) 和歌山県精神障害者家族会連合会

**嗜癪関連問題研修**

12月7日ビッグ愛にて、医療、行政、教育関係者等40人を対象に開催しました。「アルコール、薬物依存についての治療」を光愛病院精神科の小高医師に、「麻薬取り締まりの現状」を近畿厚生局の山本さんに、「薬物相談の実際と援助」を和歌山ダルクの高さんに、「自助グループの活動紹介」を断酒会の三村さん、AAのSOSさん、NAのひろしさんにお願ひしました。参加者からは、「嗜癪の実際がよくわかった」との感想が多数ありました。

**社会的ひきこもり者家族教室が始まりました**

平成17年度の家族教室を親御さんの不安を少しでも軽減することを目的に11月25日から5回シリーズで行っています。27家族が参加してくれました。それぞれひきこもった事情も状態も違いますが、なんとか解決の糸口を見つけようという思いは共通しています。親の気持ちの持ち方や具体的な対応のヒントをそれぞれが揃って持ち帰って役立ててほしいと願っています。

**啓 発**

**セルフヘルプセミナー(田辺)を開催しました**

12月3日(土)田辺市民総合センターで人権啓発センターと共催で実施し、54名の参加がありました。虎井まさえさんが性同一性障害についての基本的な事やご自身や仲間の経験を通した貴重な体験などをお話しして頂きました。中でも性別の入っている保険証を使うのが嫌で病院へ受診せずに死んでいった友達の話は、衝撃的でした。パネルディスカッションでは、ひきこもり当事者やギャンブル依存、薬物依存症、死別体験者の自助グループの方にそれぞれの体験と自助グループ活動を通して元気になった経過をお話しして頂きました。最後に虎井さんに、ご自身の戸籍の変更を可能にするまでの社会的な活動もふまえて、生きづらさは変わらないかもしれないがアクションを起こすことが大事であるとまとめて頂きました。

**第2回精神障害者フットボール県大会開催**

優勝：地域生活支援センター 櫻 チーム

12月2日(金)ビッグホエールにて北は橋本市、南は田辺市から参加13チーム147名、ボランティア

ア18名参加のもと行われました。結果は(優勝)地域生活支援センター 櫻、(準優勝)あるべじお たけのこ会、(3位)紀の川病院 デイケア、(4位)やおきファイターズでした。皆さん、よく健闘されました。

**こころのフェスティバル2005開催しました**

11月19日(土)・20日(日)ビッグホエールにてふれあい人権フェスティバルと合同開催されました。20日午後からはステージイベントとして、ふれあい作業所皆さんによるコーラス、表彰式(こころがほっとするメッセージ・精神保健福祉協会会長表彰)、ハーブ奏者・池田千鶴子さんのコンサートが開催されました。両日、精神保健関係団体によるブースも出店され、多くの県民参加の下賑わいました。

**「こころがほっとするメッセージ」受賞**

県民の精神保健向上を目的に募集しましたメッセージ976の内、5名の方が受賞されました。(敬称略)

- (優秀賞)  
「ごめんねと やつといえたよ きょうちゃんに」  
岩出町 森畑 直也
- (入賞)  
「ありがとう やさしい声を いつも持ち」  
和歌山市 早井 つや子
- 「脱ぎ捨てて 大の字に寝る 青畳」  
和歌山市 清水 俊広
- 「うれしくも 母が作った かゆのあじ」  
海南市 寺山 憲生
- 『「元気か」と 受話器に響く 親の声」  
和歌山市 丸山 清香

**お知らせ**

**クリニック開院のお知らせ**

いのうえともゆきクリニック(内科・心療内科・精神科)が1月26日開院しました。

場所：那賀郡岩出町備前42 プチ・ツルカウ1-D

電話：0736(69)0777

**思春期・ひきこもり相談**

当センターでは毎月2回専門医による特定相談を行っています。ご利用下さい(要予約)。

**社会的ひきこもり者家族のつどい**

同じ悩みを持つ家族が集い、情報の交換や客観的に自分の家族を知ること、互いに自分たちの問題を解決していく手だてが見つければという思いで、当センターにてつどいを行っています。次回の開催日は3月16日(水)。詳しくは当センターまで

**あなたの作品を展示しませんか?**

当センター交流ロビーにあなたの作品を展示します。デイケア作品、趣味の作品等。詳しくは当センターまで。

精神保健福祉の第一線で働く関係スタッフの紹介コーナーです。  
今回は、紀南こころの医療センター 精神保健福祉相談室  
のケースワーカー 和田 光弘さんです。



## はーとふるネットワーク

— 紀南こころの医療センターに就職されて何年になりますか？

今年で3年目に入ります。まだまだ新米です。

— ケースワーカーになられたきっかけは？

恩師の勧めで精神保健福祉士の資格を知り、取りたいと思いつきました。

— この仕事をしていて良かったと思う時はどんな時ですか？

長期入院されている患者様と半年、一年がかりで準備して、閉鎖病棟から開放病棟へ、そして社会復帰施設を経て退院をされる。外来時に再びお会いし「退院して良かった！」という声を聞いた時には、本当によかったと思います。その方に深く継続的にかかわることで人の人生に寄り添うことになり、そこに喜びややりがいを感じます。

— 仕事で苦勞する点はどのようなことですか？

患者様の多くは、主体的に選択、行動することにあまり慣れていません。自己決定が保障されるべきところが、実際にはなかなか難しく、正直こちら側の都合の良い型にはめているように思える時があります。ですから、時間をかけても主体性を育てることも含んだ援助が大切だと感じています。

— 紀南こころの医療センターの PR を一言お願いします。

昨年5月に施設の名称が変わりました。病院はじめ精神保健福祉相談室では、上司と2人、気分新たに頑張りますので、よろしくお願いします。

— 休日はどのようにして過ごされていますか？

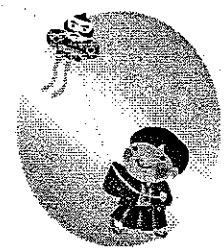
用事がないとインドアになりがちなので、休日は意識して外に出るようにしています。(写真は、昨年京都に紅葉を観に行ったときのものです。)

— 今後の抱負を教えてください。

相談活動では、とくに自分の対人関係の取り方の課題に直面することが多くあります。しかし、不安やゆれに直面し、自分のかかわりの良い所や弱い所を知ることが出来ました。患者様に継続的にかかわりを持つことで、変化していく過程を知ることができ、かかわって良かったという体験を積み上げ、日々自分自身のエネルギーに変えています。今後も自分の感情と向き合いながら、相談、援助の過程を大切にしていきたいです。

— 和田さんから、次の方のご紹介をお願いします。

プライベートでも仲良くさせて頂いております良き兄貴である、やおき福祉会で相談員としてご活躍の北山雅史さんをご紹介させていただきます。



### 研修等のお知らせ

#### ○ SST研修 (初級)

日 時：H18年1月26日(木) 27日(金)

場 所：和歌山ビッグ愛

対 象：精神保健福祉従事者

#### ○ ケアマネジメント従事者養成研修

日 時：H18年1月31日(火)～2月3日(金)

場 所：和歌山ビッグ愛

対 象：精神保健福祉従事者

#### ○ ケアマネジメント従事者上級研修

日 時：H18年2月22日(水)～24日(金)

場 所：和歌山ビッグ愛

#### ○ ひきこもり関連研修

日 時：H18年2月10日(金)

場 所：和歌山ビッグ愛

対 象：ひきこもり相談従事者

#### ○ 市町村・保健所精神保健担当職員研修

テーマ：うつ病・自殺対策

日 時：H18年2月13日(月)

場 所：和歌山ビッグ愛

対 象：精神保健福祉担当者

### 編集後記

4月からの障害者自立支援法に備えて皆さんいろいろと大変な時期だと存じます。当センターでも自立支援医療費の導入にあたって、職員一丸となって取り組んでいます。例年になく寒さ厳しくインフルエンザも猛威を振るい始めました。皆様ご自愛下さい。